

4 浄化槽事業

(1) 浄化槽について

①概要

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を一緒に処理する「合併処理浄化槽」の2種類があります。

前者の「単独処理浄化槽」を使用している建物から出る生活雑排水は、河川の水質汚濁を進行させ、生活環境を悪化させます。そこで本市は、平成10年4月1日から「岐阜県浄化槽の設置等に関する指導要綱」により、新たに設置する浄化槽は「合併処理浄化槽」とするよう指導してきました。また、平成12年6月に、浄化槽法が改正(平成13年4月施行)されてからは、新たに設置される浄化槽は、「合併処理浄化槽」のみとなりました。これ以降、「浄化槽」とは「合併処理浄化槽」のみを示すことになり、「単独処理浄化槽」は「みなし浄化槽」と表現されるようになりました。(本文章中では、表現の都合上、「単独処理浄化槽」や「合併処理浄化槽」等の従前の表記をしています。)

☆令和3年度末の設置基数は、「単独処理浄化槽」が15,585基、「合併処理浄化槽」が4,953基の計20,538基です。

②設置状況

長年、浄化槽の設置基数は増加の一途でしたが、下水道地区の拡大により下水道への切替が進み、設置基数は、平成7年度をピークに減少傾向にあります。

設置基数と合併処理浄化槽の推移

年度	設置基数	合併処理浄化槽
昭和50年度	7,792	35
昭和56年度	20,312	156
昭和60年度	25,537	243
平成2年度	29,060	401
平成7年度※	29,693	515
平成28年度	21,513	4,724
平成29年度	21,279	4,787
平成30年度	21,083	4,826
令和元年度	20,893	4,888
令和2年度	20,710	4,919
令和3年度	20,538	4,953

※浄化槽設置基数ピーク

年度別設置基数

年度 \ 人槽	5~10	~20	~50	~100	~500	501~	合計
平成29年度	18,375	973	1,445	285	187	14	21,279
平成30年度	18,241	954	1,414	280	181	13	21,083
令和元年度	18,088	944	1,400	273	176	12	20,893
令和2年度	17,958	927	1,374	265	174	12	20,710
令和3年度	17,824	919	1,349	263	172	11	20,538

処理方式別設置基数(令和3年度末)

処理方式人槽	5~10	~20	~50	~100	~500	501~	合計
新構造	単独	8,644	458	775	1	0	9,878
	合併	4,324	107	211	143	135	4,928
旧構造	単独	4,853	354	363	119	18	5,707
	~S55 合併	3	0	0	0	19	25
計	17,824	919	1,349	263	172	11	20,538

建築用途別設置基数(令和3年度末)

建築用途人槽	5～10	～20	～50	～100	～500	501～	合計
集会場	40	31	44	7	6	1	129
住宅	16,927	511	659	129	49	4	18,279
宿泊施設	0	0	3	2	12	2	19
医療施設	3	6	56	17	11	4	97
店舗	202	160	332	62	45	0	801
娯楽施設	3	3	14	7	13	0	40
ガソリンスタンド・車庫	7	22	14	0	1	0	44
学校施設	8	4	13	8	22	0	55
事務所・作業所	627	178	202	26	10	0	1,043
その他	7	4	12	5	3	0	31
合計	17,824	919	1,349	263	172	11	20,538

③検査実施状況

1. 法定検査

浄化槽法第7条により、使用開始した浄化槽については、3か月を経過した日から5か月の間に水質検査、機能検査等が義務づけられています。

また、それ以後は、浄化槽法第11条により毎年1回の水質検査、機能検査が義務づけられています。実施基数及び結果は、別表のとおりです。

2. 立入検査

201人槽以上の浄化槽について、浄化槽法第53条第2項に基づき、立入検査を実施しています。

実施基数及び結果は、別表のとおりです。

法定検査結果(令和3年度)

検査基数		前年度 対象基数	実施率(%)	判定	
検査種別	基数			適正(%)	不適(%)
7条検査	47	—	—	34 (72.3)	13 (27.7)
11条検査	16,587	18,814	88.2	15,325 (92.4)	1,262 (7.6)

※7条検査については、対象基数の把握が困難であるため、実施率の算定は行わない。

立入検査結果(令和3年度)

対象基数	立入件数	水質汚濁防止法排水基準違反件数
201人槽～500人槽まで	64	14
501人槽以上	11	10
計	75	24

(2) 関係業者

(令和3年度)

①浄化槽保守点検業者

浄化槽管理者には、その機能が正しく働き、放流水が基準以内で流されるよう、保守点検を行うことが義務づけられています。

浄化槽の保守点検は本市に登録してある浄化槽保守点検業者で専門的知識と技能を持つ浄化槽管理士が行います。

☆登録業者は、令和3年度末現在で45社です。

②浄化槽清掃業者

浄化槽は、使用していると汚泥やスカムがたまり浄化する機能が低下します。浄化機能を維持するために清掃が必要となります。

浄化槽法第10条では、年に1回(全ばっ気方式は半年に1回以上)の清掃の実施を義務づけています。

☆岐阜市内の許可清掃業者は令和3年度末現在で3社です。

③浄化槽工事業者

浄化槽の施工は、専門的な知識と技能が必要で、県知事に登録してある浄化槽工事業者である浄化槽設備士が行います。

(3) 指導状況

①立入調査及び指導

悪臭などの苦情の原因となる浄化槽について立入指導を行なっています。

☆令和3年度は14件の苦情を受け付けました。

また、法定検査で不適であった浄化槽に対する指導や下水道への切替、新規の入れ替え等による廃止浄化槽の調査を実施しています。

立入調査項目	立入調査件数
新設浄化槽等の現場確認	66 件
法定検査不適施設指導 (※)	192 件
廃止浄化槽調査	238 件
計	496 件

※浄化槽法第7条検査不適施設を含む。

②関係業者指導

本市では浄化槽関係業者の技術及び資質向上を図るため、業界講習会・研修会で関係法規並びに最近の情勢などについて指導を行っています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、いずれも中止。

(4) 啓発の状況

合併処理浄化槽の普及、促進及び浄化槽の維持管理について、「広報ぎふ」に掲載しました。また、本市ホームページに『浄化槽の管理について』を掲載し、適正な維持管理の啓発を行っています。

新たに浄化槽が設置された場合は、浄化槽の確認と管理者への維持管理啓発のため、設置場所への立入調査を行っています。

☆令和3年度に新たに設置された浄化槽は、62基です。

なお、立入調査の際、啓発用冊子「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」等を配布し、適正な維持管理について説明をしています。

(5) 浄化槽設置整備事業

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道事業計画区域以外の地域及び下水道事業計画区域であっても整備が7年以上見込まれない地域の住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。

平成22年度からは窒素または磷の除去能力を有する高度処理型浄化槽に対する補助金額が新設されました。☆令和3年度は、新たに設置された浄化槽の72.6%にあたる45基に補助を実施しました。

また、合併処理浄化槽に入れ替える場合の配管工事費用に対する補助のうち、単独処理浄化槽からの入れ替えに対しての30万円の上乗せ補助を13基、くみ取りからの入れ替えに対しての10万円の上乗せ補助を4基に実施し、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合に9万円の上乗せ補助を11基に対して実施しました。

浄化槽補助金額(令和3年度)

5人槽 (通常型)	332,000円
6～7人槽 (通常型)	414,000円
8～50人槽 (通常型)	548,000円
5人槽 (高度処理型)	384,000円
6～7人槽 (高度処理型)	462,000円
8～50人槽 (高度処理型)	585,000円

浄化槽設置整備事業実績

年度	基数	補助金交付額
平成10年	50	23,619,000円
平成11年	145	64,572,000円
平成12年	183	77,214,000円
平成13年	198	80,979,000円
平成14年	141	57,024,000円
平成15年	129	52,929,000円
平成16年	140	56,892,000円
平成17年	126	50,991,000円
平成18年	145	58,287,000円
平成19年	139	55,256,000円
平成20年	104	40,938,000円
平成21年	97	38,240,000円
平成22年	100	47,820,000円
平成23年	99	47,340,000円
平成24年	113	52,542,000円
平成25年	104	50,124,000円
平成26年	83	39,564,000円
平成27年	83	39,648,000円
平成28年	79	37,020,000円
平成29年	70	32,946,000円
平成30年	54	25,500,000円
令和元年	66	31,080,000円
令和2年	45	21,048,000円
令和3年	45	18,918,000円

補助金交付状況(令和3年度)

人槽	基数	補助金交付額
5人槽	24	9,216,000円
6～7人槽	21	9,702,000円
8～50人槽	0	0円
合計	45	18,918,000円